

放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う 登録機関に対する立入検査結果（令和 3 年度）

令和4年5月 11 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する令和 3 年度立入検査の実施結果について報告するものである¹。

2. 検査対象

現在、放射性同位元素等規制法に基づく登録機関は 19 機関ある。これらの機関に対する立入検査は、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成 25 年 7 月 3 日原子力規制委員会決定。以下「立入検査実施要領」という。）^(参考)」3 に基づき、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね 2 年以内に実施することとしており、令和 3 年度は 6 機関に対して立入検査を行った（別紙 1 参照）。

3. 検査内容

「登録認証機関等に対する立入検査ガイド（平成 29 年 12 月 13 日原子力規制委員会決定。以下「検査ガイド」という。）」に定められたもののほか、前回（令和元年度）立入検査を実施している機関においては、その指摘事項に対する対応状況を確認した。

4. 検査結果

本立入検査の結果、放射性同位元素等規制法第 41 条の 10 に規定する適合命令、同法第 41 条の 11 に規定する改善命令、同法第 41 条の 12 に規定する登録の取消し等に該当する事項その他の法令違反は認められなかった。

他方、軽微な要改善事項が別紙 2 のとおり認められた。軽微な事項ではあるが、その改善を当該機関に求めたところ、その対応状況については、今後の立入検査等において確認する。

¹ この報告については、立入検査実施要領 8（2）に基づき行うものである。

(別紙 1)

放射性同位元素等規制法に基づく登録機関一覧

(下線部は令和3年度立入検査の対象)

No.	登録区分	機関名	令和3年度 立入検査実施日 (前回実施年度)
1	登録認証機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和2年度)
2	登録検査機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和2年度)
3		株式会社 放射線管理研究所	— (令和元年度)
4	登録定期確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和2年度)
5		株式会社 放射線管理研究所	— (令和元年度)
6	登録運搬物確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和4年2月4日 (令和元年度)
7		株式会社 放射線管理研究所	— (—)
8	登録濃度確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和元年度)
9	登録試験機関	<u>公益財団法人</u> <u>原子力安全技術センター</u>	令和4年1月25日 (令和元年度)
10	登録資格講習機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和元年度)
11		公益社団法人 日本アイソトープ協会	— (令和元年度)
12		<u>国立研究開発法人</u> <u>日本原子力研究開発機構</u>	令和3年12月22日 (令和元年度)
13		<u>一般財団法人</u> <u>電子科学研究所</u>	令和3年11月24日 (令和元年度)
14		<u>一般財団法人</u> <u>放射線利用振興協会</u>	令和3年12月13日 (令和元年度)
15	登録放射線取扱主任者定期講習機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和元年度)

No.	登録区分	機関名	令和3年度 立入検査実施日 (前回実施年度)
16		公益社団法人 日本アイソトープ協会	— (令和2年度)
17		一般財団法人 電子科学研究所	— (令和元年度)
18		<u>公益社団法人</u> <u>日本診療放射線技師会</u>	令和4年1月12日 (令和元年度)
19	登録特定放射性同位元素 防護管理者定期講習機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和2年度)

(※) 各法人別の登録状況は下表のとおり。

(下線部は令和3年度立入検査の対象)

No.	法人名	登録区分
1	<u>公益財団法人原子力安全技術センター</u>	- 登録認証機関 - 登録検査機関 - 登録定期確認機関 <u>登録運搬物確認機関</u> - 登録濃度確認機関 <u>登録試験機関</u> - 登録資格講習機関 - 登録放射線取扱主任者定期講習機関 - 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関
2	公益社団法人日本アイソトープ協会	- 登録資格講習機関 - 登録放射線取扱主任者定期講習機関
3	<u>一般財団法人電子科学研究所</u>	<u>登録資格講習機関</u> - 登録放射線取扱主任者定期講習機関
4	<u>一般財団法人放射線利用振興協会</u>	<u>登録資格講習機関</u>
5	株式会社放射線管理研究所	- 登録検査機関 - 登録定期確認機関 - 登録運搬物確認機関
6	<u>公益社団法人日本診療放射線技師会</u>	<u>登録放射線取扱主任者定期講習機関</u>
7	<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>	<u>登録資格講習機関</u>

軽微な要改善事項

登録区分	法人名	主な事項
登録運搬物確認機関	公益財団法人	(特段なし)
登録試験機関	原子力安全技術センター	(特段なし)
登録資格講習機関	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	・ 検査ガイドでは、資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、講師の職務及び責任範囲が規定化されているかどうかを検査することとしているが、当該機関ではそれが行われていなかった。 ⇒ 講師の職務及び責任範囲について業務規程等に規定するよう指摘
	一般財団法人 電子科学研究所	(特段なし)
	一般財団法人 放射線利用振興協会	・ 検査ガイドでは、資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、講師の職務及び責任範囲が規定化されているかどうかを検査することとしているが、当該機関ではそれが行われていなかった。 ⇒ 講師の職務及び責任範囲について業務規程等に規定するよう指摘
登録放射線取扱主任者定期講習機関	公益社団法人 日本診療放射線技師会	・ 当該機関の業務規程では、「定期講習運営委員会」において定期講習の実施に係る意思決定がなされることとされている。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面方式ではなく、持ち回りで意思決定が行われていた。 ・ 他方、持ち回りとなってから、その意思決定の記録が残されていなかった。 ⇒ 持ち回りの場合においても、意思決定に係る記録は残す必要がある旨指摘

(参考)

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成 25 年 7 月 3 日原子力規制委員会決定）（抜粋）

3. 実施時期

4. の年間計画において定めた時期その他必要な時期に実施する。ただし、登録認証機関等については、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね 2 年以内に実施することとする。

8. 検査結果

（1）許可届出使用者等

（略）

（2）登録認証機関等

安全規制管理官（放射線規制担当）は、年度ごとに立入検査の結果を取りまとめ、原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等において公表する。